

一歩踏み出そう！ 憧れの農業へ

特集1

特集2

味わいふれあい出会い旅
第11回 兵庫県淡路市「ちよぼ汁」

農林水産省

aff
April 2015

平成27年4月1日発行（毎月1日発行）
第46巻第4号通巻535号

発行人／農林水産省 <http://www.aff.go.jp/>
〒100-8550 東京都千代田区霞が関1-2-1
TEL:03-3502-8111（代表） FAX:03-3502-8766

印刷／凸版印刷株式会社 Printed in Japan
製本／家の光製本館株式会社

楽しいGW ゴールデンウィーク …でも…

海外旅行のお土産が肉製品？ それっていいの？

海外からの肉製品のほとんどが日本に持ち込めません。ご家庭で調理されたもの、加熱されたもの、真空パックされたもの、免税店で販売されているものも、この対象となります。

STOP

動物検疫所

植物にも検疫が必要です。

海外から植物類を持ち帰る際には注意が必要です。

植物検疫 Plant Quarantine

えっ？ マンゴーとかもだめなの？

植物類を持ち込まれた場合には、税関検査の前に必ず「植物検疫カウンター」にお立ち寄りください。

ゴールデンウィークに海外へお出かけになるみなさまへ

海外で購入したみなさまのお土産が日本に持ち込めない場合があります。海外には日本の農林業、畜産業に重大な被害を与えるおそれがある動物の病気や植物の病害虫がいるからです。

動物検疫所・植物防疫所では、それらの病気や害虫の侵入を防ぐため、動物・肉製品や植物・果物などの検査を行っています。

なお、持ち込みが禁止されているもののリストは、ホームページでご確認いただくか、動物検疫所・植物防疫所にお問い合わせください。

動物検疫所
<http://www.aff.go.jp/aqs/>
045-751-5921

植物防疫所
<http://www.aff.go.jp/pps/>
045-211-7153

農林水産省